

次亜塩素酸ナトリウム(容器入り)仕様書

1. 適用

本仕様書は、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）が水処理に使用する次亜塩素酸ナトリウム(容器入り)の仕様について定めるものであり、供給者（以下「受注者」という。）は契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

2. 規格及び品質

- (1) 適用規格は、『食品添加物』とする。
- (2) 荷姿は20kg容器入りとする。
- (3) 薬品の品質は、次表のとおりとする。

| 項目 | 単位 | 規定 |
|---------|----|-----------|
| 外 観 | - | 淡黄色の透明な液体 |
| 有効塩素 | % | 12.0 以上 |
| 遊離アルカリ | % | 2.0 以下 |
| 塩化ナトリウム | % | 4.0 以下 |

3. 納入方法

次亜塩素酸ナトリウム(容器入り)は、受注者が各納入施設の保管場所まで搬入・運搬し、発注者の指示により整然と積み上げること。その際は、事故等のないように留意して実施すること。

4. 納 期

受注者は、発注者より納入日時・数量の指示を受け、その指示に基づいて次亜塩素酸ナトリウム(容器入り)を納入しなければならない。

5. 納入場所

上水道施設

- (1) 岩木中央配水場 : 弘前市大字愛宕字山下63の1
- (2) 相馬新低区浄水場 : 弘前市大字相馬字一丁木5の14
- (3) 百沢配水場 : 弘前市大字百沢字寺沢28の29

下水道施設

- (4) 高杉地区処理施設 : 弘前市大字高杉字五反田447
- (5) 新和鬼檜地区処理施設 : 弘前市大字檜木字富岡2の1
- (6) 裾野新和北地区処理施設 : 弘前市大字小友字宇田野1047

6. 1回当たりの納入量及び予定納入回数（納入量）

上水道施設

- (1) 岩木中央配水場 : 1回当たり 55箱 年間予定 4回/年 (220箱/年)
- (2) 相馬新低区浄水場 : 1回当たり 30箱 年間予定 4回/年 (120箱/年)
- (3) 百沢配水場 : 1回当たり 30箱 年間予定 4回/年 (120箱/年)
- 上水道全施設 合計 : 1回当たり 115箱

※上水道施設分は同一日に各施設へ納入する。在庫数により振り分け数量を変更する場合有り。

下水道施設

- (4) 高杉地区処理施設 : 1回当たり 50箱 年間予定 4回/年 (200箱/年)
- (5) 新和鬼檜地区処理施設 : 1回当たり 50箱 年間予定 2回/年 (100箱/年)
- (6) 裾野新和北地区処理施設 : 1回当たり 50箱 年間予定 1回/年 (50箱/年)

※下水道施設分は希望した日に各施設へ納入する。

7. 補足

本仕様書に疑義がある場合、またはこの仕様書に定めのない事項で必要なものについては、協議の上定めるものとする。